

賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）に入居されている皆様へ ～必ずご確認ください！～

-----<裏面も確認してください>-----

1 仲介手数料の給付について

市町長、貸主及び入居者による三者契約前に、入居者等が自ら賃貸住宅を借り上げた際に要した仲介手数料相当分を給付します。

要綱や申請様式は県ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

※ で検索してください。

【お問い合わせ・提出先】公益社団法人 石川県宅地建物取引業協会
〒921-8047 金沢市大豆田本町口 46 番地 8
076-291-2255（平日 9 時 00 分～17 時 00 分）

2 入居期間について

入居期間は入居日から **2 年以内** となります。

(1) 以下に該当する方は契約期間中であっても速やかに退去いただく必要があります。

- 建設型応急住宅や公営住宅に移る方
- このほか別の住居を確保された方
- ライフラインが復旧するなどして、元の自宅に住むことができる方
- 応急修理制度を併用しており、自宅の修理が完了した方 など

(2) 災害時に賃貸住宅や公営住宅に居住されていた方は、別の賃貸住宅や公営住宅に移るまでの準備期間として、入居日から原則 **1 年以内** となります。

※自宅の修理完了の見通しが立たない場合は、県にご相談ください。

3 賃貸型応急住宅を退去する方

退去する日の **40 日前** までに、「退去届」の提出が必要です。

被災時にお住まいだった市町役場に「退去届」を提出してください。

- (1) 三者契約が締結できていない場合は速やかに不動産会社にご相談ください。
- (2) 引き続き現在の賃貸住宅への入居を希望し、家賃等をご自身の負担とする場合でも退去届の提出が必要です。

4 入居要件を変更する方

以下の場合には「変更届」の提出が必要です。市町役場に相談してください。

- (1) 世帯員の一部が退去する場合
- (2) 災害証明書の発行等により、入居要件を変更する場合
 (例) ライフラインの途絶を理由に申込を行ったが、
 災害証明書で「全壊」の判定を受けたため、2年間の入居に変更する。

5 住宅を解体した方・解体する予定の方

被災した住宅が半壊以上（全壊を除く）で解体を申し出た方は、解体後にその事実が確認できる書類（解体証明書等）の写しを市町役場へ提出してください。

6 住宅の保険について

石川県で損害保険に加入しており、入居者全員が補償対象となります。

火災や水漏れが発生したり、修理が必要になった場合は以下へ連絡してください。その際、石川県賃貸型応急住宅に入居している旨と下記の証券番号をお伝えください。

【平日 9:00～17:00】 **076-231-7786**

取扱代理店：損保ジャパンパートナーズ株式会社 金沢支店

【平日夜間・土日祝日】 **0120-727-110**

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社 事故サポートセンター
 (事故の連絡のみ受付)

証券番号：上記(1)(2)の事故 「R005234182」 (入居日 R5.4.1～R6.3.31)

「R005623563」 (入居日 R6.4.1～R7.3.31)

上記(3)の事故 「R005234205」 (入居日 R5.4.1～R6.3.31)

「R005709645」 (入居日 R6.4.1～R7.3.31)

 詳細については下記までお問い合わせください。

【仲介手数料の給付】 公益社団法人 石川県宅地建物取引業協会
 076-291-2255 (平日 9時00分～17時00分)

【その他に関して】 市町担当窓口または石川県生活再建支援課
 076-225-1962 (平日 8時30分～17時45分)